

介護医療院（介護予防）短期入所療養介護

契約書別紙（重要事項説明書 B）

利用者に対する介護医療院サービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当院が療養者に説明すべき重要事項は、次の通りです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人の名称）	医療法人 至誠会
主たる事業所の所在地	〒940-1111 新潟県長岡市町田町575番地
代表者（職名・氏名）	理事長 荒川 太郎
設立年月日	昭和42年12月27日
電話番号	0258-32-4040

2. 利用施設の概要

利用事業所の名称	介護医療院 長岡保養園すま居る	
サービスの種類	介護医療院	
事業所の所在地	〒940-1111 新潟県長岡市町田町575番地	
電話番号	0258-32-4040	
指定年月日・事業所番号	令和2年1月1日指定	15B0200013
管理者の氏名	荒川 太郎	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護医療院サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や訪問看護、訪問リハビリテーションといった居宅サービスを提供して、在宅ケアを支援することを目的とします。
運営の方針	当院は主として慢性期疾患の高齢者や認知症高齢者並びに精神障害者を中心とした長期療養患者に対して、地域住民や関係機関との連携と協力を図りながら、入院医療から在宅医療まで一貫したサービスを提供します。

4. 施設の職員体制

従業者の職種	人数	業務の内容
管理者	1人 (兼務)	従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理と指揮命令を行います。
医師	5人以上	療養者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行うとともに、医療院の衛生管理等の指導を行います。
薬剤師	1.6人以上	医師の指示に基づき調剤を行い、医療院で保管する薬剤を管理するほか、療養者に対し服薬指導を行います。
看護職員	40人以上	医師の診療補助及び医師の指示による療養者の看護、医療院の衛生管理等の業務を行います。
介護職員	48人以上	療養者の介護、自立的な日常生活を営むための支援、レクリエーション等の計画及び指導の業務を行います。
理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士	2人以上	医師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに、当該計画に従いリハビリテーションを行います。
栄養士	1人以上	療養者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行います。
介護支援専門員	3人以上	療養者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。
放射線技師	1人 (兼務)	医師の指示に基づき、療養者のレントゲン撮影又はCT撮影の各検査を行う。

5. 利用定員、提供するサービスの内容

- (1) 当院は医療機関併設型のI型療養床（主として長期にわたり療養が必要である者であって重篤な身体疾病を有する者、身体合併症を有する認知症高齢者等を対象）です。
- (2) 当院の利用定員は240名です。
- (3) 協力医療機関（併設）長岡保養園には、医療保険の療養病床（定員100名）と医療保険の精神病床（定員48名）がございます。利用者の病状に応じて、医療保険の病床に入院することもできます。
- (4) 短期入所療養介護も希望に応じてお受けしております。
- (5) 提供するサービスの概要は以下の通りです。
 - ① 施設サービス計画の立案と計画に基づいたケア
 - ② 食事
 - 朝食の時間 7時40分～ 8時20分
 - 昼食の時間 12時10分～12時50分
 - 夕食の時間 17時00分～18時20分

食事は原則として上記時間帯に療養棟の食堂でお召し上がりいただきます。
ただし、利用者の状態や希望により食堂以外の場所で召し上がることも考慮いたします。また、

食事時間や嗜好についても、できる限りご要望に配慮いたします。

- ③ 入浴は家庭浴槽のほか、入浴に介助を要する療養者には特別浴槽で対応します。療養者は最低週2回入浴を行います。ただし、療養者の病状に応じて清拭となる場合がございます。
- ④ 医学的管理及び看護
- ⑤ 介護及び日常生活上のお世話（退院時の支援も行います。）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション等）
- ⑦ 栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理
- ⑧ 口腔ケア
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 行政手続きの代行
- ⑪ その他

6. 利用料の概要、お支払い

- (1) サービスを利用した場合の基本利用料及び加算料金は、介護医療院サービス料金表をご参照ください。
- (2) お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用額及び加算額に対する療養者の負担割合に応じた金額となります。
- (3) 基本利用料及び加算料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、基本利用料及び加算料金も自動的に改定されます。また、当院の体制を変更した場合も利用者負担金に変更になる場合がございます。その場合は、予め変更する時期及び内容を書面でお知らせします。
- (4) リハビリテーションや指導管理等のうち、介護保険の特別診療費としてご負担になるものがございます。当事業所では下記の体制を届け出ております。

届け出ている体制	理学療法（Ⅰ）
	作業療法
	薬剤管理指導

- (5) 複雑な処置、手術や医療上の指導等については、別に医療保険の費用として医療保険の一部負担がかかります。
- (6) その他に必要な利用料は、実費料金表をご参照ください。
- (7) 療養者の世帯の状況により、利用料が軽減される場合がございますので、院内の相談室又は医事課にご相談下さい。
- (8) 利用料のご請求とお支払いについては、お支払いの方法をご参照下さい。
- (9) 領収書は、医療費控除の申告や高額介護サービス費の申請に必要となりますので、大切に保管下さい。なお、領収書の再発行はいたしかねます。
領収書の再発行の代わりに、受領証明書の発行が可能です。1ヶ月につき1,000円（税別）の証明書料がかかります。
- (10) 利用料は、納入日までに、療養者又は家族等協力者（以下「家族」という。）が、お支払いの責任を負っていただきます。

7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に療養者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医（主治医が不在の場合には当院の医師）並びに家族へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに療養者の家族及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 要望及び苦情相談の窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当院の相談窓口でお受けします。支援相談の専門員として医療ソーシャルワーカーが勤務しておりますので、お気軽にご相談下さい。また、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

事業所の相談窓口	電話番号：0258-32-4040 受付部署：長岡保養園 社会サービス部相談室 面接場所：当院の相談室
苦情解決責任者	荒川 太郎（管理者）
苦情相談担当者	本間 鉄也（社会福祉士）他担当介護支援専門員

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、療養者のお住まいの市町村介護保険担当窓口、新潟県国民健康保険団体連合会にも窓口がございます。連絡先は、別紙をご参照ください。

10. サービス利用にあたっての留意事項

当院では、多くの方に安心して療養生活を送っていただく事を願っております。療養生活の迷惑になることはご遠慮下さい。

- ① 面会は基本的に自由ですが、業務の都合もございますので、療養棟職員にお尋ね下さい。
院内で感染症が発生した場合には、感染症の終息までの間、面会をご遠慮いただく場合がございます。
- ② 外出や外泊をされる場合には、主治医の許可が必要となりますので、予め療養棟職員にお申し出下さい。
- ③ 火気の持込はご遠慮願います。
- ④ 設備や備品のご利用は、療養棟職員等にお申し出下さい。
- ⑤ 金銭や貴重品の管理は、自己管理をお願いいたします。
- ⑥ 他の医療機関を受診したい場合には、療養棟職員へご相談下さい。
- ⑦ 他の医療機関への受診又は転院、退院時に係る移送は、タクシー等の公共交通機関をご利用下さい。
その際の付添いは、原則としてご家族をお願いしております。
- ⑧ ペットの持ち込みはご遠慮願います。

11. 退院、病棟移動、転医

- (1) 療養者の退院は任意です。
- (2) 契約の解約または終了により、当院を退院する場合には、療養者の日常生活が円滑に継続できるように、保健・医療・福祉サービスとの調整等を行います。この場合、退院まで要した費用は療養者の負担といたします。
- (3) 療養者の病状に応じ、協力医療機関（併設）長岡保養園の医療保険病棟や併設の介護老人保健施設に移動をお願いする場合がございます。
- (4) 病状が急変した場合、当院でその治療がいたしかねる場合には、ご説明させていただいた上で、転医をお願いする場合がございます。

1 2. 個人情報保護及び情報開示

- (1) 当院では、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」並びに当法人が定める個人情報保護方針に則り利用します。また、情報開示請求があった場合には、当施設が定める情報開示規程に則り対応します。なお、通常の業務で想定される個人情報の利用目的は別記をご参照下さい。
- (2) 療養者の利便性を図るために当法人グループ（長岡保養園・やすらぎ園・まちだ園等）において、情報の共有のために情報を公開することがあります。当法人グループ以外に情報を公開することはありません。
- (3) 療養者の利便性を図るために、他の介護サービス事業者等に情報を提供する場合には、予め説明した上で、同意を得てから行います。

1 3. 非常災害対策

- (1) 当院は、スプリンクラーや消火器、消火栓等の設備を整えている他、年2回以上の防災訓練を行い非常災害対策に努めています。
- (2) 当院は、所在する地域の環境及び療養者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

1 4. 賠償責任

- (1) 当院において、介護サービスの提供に伴って、当院の責に帰すべき事由によって、療養者が損害を被った場合、当院は利用者に対して損害を賠償するものとします。ただし、損害について当院の責任を問えない場合については、この限りではありません。
- (2) 療養者の責に帰すべき事由によって、当院が損害を被った場合、療養者及びその家族は、連帯して当院に対して、その損害を賠償するものとします。

1 5. 当施設の利用者へのリスク管理について

高齢者及び要介護状態にある利用者の体の特徴や起こり得るリスクの特徴を以下にまとめましたのでご覧ください。高齢者及び要介護状態にある療養者の体の特徴と危険性をふまえ、療養者の状態を観察評価した上で個別に予防対策を講じます。しかしながら、危険性を全て無くすことは困難な状況です。

様々な危険性と予期せぬ出来事が起こり得ることを十分ご理解いただいた上でご利用ください。

1 6. 感染症対策について

感染症の流行期においては、感染対策として次の制限を設ける場合があります。

- ① 病棟への立ち入り、面会の制限
- ② 洗濯物の受け渡しを制限し、アメニティーセットAと病衣利用をお願いする場合があります。その際に発生する費用は自己負担となります。

1 7. 保険情報の資格確認について

医療保険情報等の資格確認においては、オンライン資格確認の機能を用いて医療保険情報及び限度額の確認をいたします。